

平成19年(行ウ)第474号

原告 正田 哲也

被告 東京都

準備書面(3)

平成20年12月5日

東京地方裁判所民事第11部い行係 御中

被告東京都(代表者兼処分行政府東京都教育委員会)

訴訟代理人 弁護士 松崎

印
印
印
印

同指定代理人

矢崎善

印
印
印
印

同

波多尚

印
印
印
印

第1：2008年(平成20年)9月29日付け原告準備書面(4)に対する認否
及び反論

1. 同第1「分限手続と懲戒手続について(適正手続論)」について

(1) 原告の本項での主張のうち、東京都教育委員会事案決定規程(昭和47年東京都教育委員会訓令甲第5号。乙40)によれば、教育職員(校長を除く)に対する懲戒免職処分は被告都教委の教育委員会がこれを決定することになっているのに対し、分限免職処分は、被告都教委の教育長が決定することとなっていることは特段争わないが、上記東京都教育委員会事案決定規程を根拠に、懲戒処分と分限処分とは全く異なった処分であり、

本件処分が手続として違法であるとの主張は全て否認ないし争う。

(2) なお原告の本項での主張は、要するに、原告には、分限処分のことは告知されておらず、本件処分については原告に告知聴聞の機会（防御活動の機会）が付与されていなかったのであり、本件処分には重大な適正手続違反がある、というものであるが、あらためて述べるまでもなく、行政手続法第3章は、不利益処分について、「聴聞」「弁明の機会の付与」を規定しているものの、行政手続法3条1項9号は、地方公務員法上の処分については行政手続法はこれを適用しないと明記しているのであり、原告の主張がそもそも失当であることは上記行政手続法の規定からして明らかであるのみならず、被告都教委は原告から事情聴取を行っており（乙20、21、22、23、24参照）、原告の弁明を聞いたうえ本件処分をなしでいるのであり、上記の点からしても原告の主張の失当たることは明らかなのである。

2. 同第2「分限免職を裏付ける後出し事由（PTA会報など）について分限処分を正当化する事由として主張することの可否」について

(1) 原告の本項での主張のうち、PTA会報に関する主張を本訴において主張することが許されない、との主張は全て否認ないし争う。

(2) なお、処分説明書記載の事実と訴訟における主張、立証との関係については、

「分限処分（国公法78条、地公法28条1項）においても、処分の際に処分説明書の交付という形で処分理由の付記が要求されることは懲戒処分と同様である（国公法89条1項、地公法49条1項）。しかし、分限処分は、先に説明したとおり（-2（2）イ参照）職員の個別の行為を分

限事由としているわけではなく、「その官職に必要な適格性を欠く」という職員の「状態」が分限事由とされているから（国公法78条1～3号、地公法28条1項1～3号）、処分時点における職員の適格性欠如という「状態」に対しては、一つの分限処分しか行い得ないはずである（その点では懲戒処分よりも課税処分に類似する。）。処分説明書に記載された過去の具体的な事実は、当該職員にそのような「状態」の徴表として記載されているにすぎないのであって、処分庁が処分時にその事実を認識していたか否かにかかわらず、その時点での職員の適格性欠如を基礎付ける事実であれば、これを取消訴訟の段階で新たに主張することを許しても、処分の同一性が害されることはない。すなわち、分限処分取消訴訟においては、処分理由の差替えは、処分時の処分理由を別個の処分理由と差し替えるものではなく、処分理由の徴表事実の追加、差替えという単なる攻撃防御方法の追加、差替えにすぎないから、その意味で差替えは許されるというべきである（大阪高判昭和40・3・22行裁集16巻3号457頁、福岡地決昭43・10・15行裁集19巻10号1633頁。）。

もっとも、国公法78条4号及び地公法28条1項4号の分限事由は、廃職又は過員の発生という客観的事実に基づくものであり、各条の1ないし3号の分限事由とは全く性格を異にするから、4号該当を理由とする分限事由と1ないし3号該当を理由とする分限処分とは別個の処分というべきであって、その間の理由の差替えは処分の同一性を害するものとして許されないと解される。」（司法研修所編、改訂行政事件訴訟法の一般的問題に関する実務的研究210頁以下）

とされているのであり、地方公務員法28条1項1号ないし3号を理由とする分限処分については、処分説明書記載の事実以外の事実を訴訟において主張、立証することは許されるものであるし、最高裁昭和48年9月14日判決（広島県小学校長降任事件）は、分限降任処分取消訴訟提起後の

被処分者の行為（事実）であって、処分説明書に記載されていないことが明らかである事実についてさえ、「本訴提起後の行為についての主張には、学校日誌の記載の抹消等が含まれており、行為の性質からすれば、原判決説示のように軽視してよいものではない。それは、本件降任処分後の行為ではあるけれども、右処分の事由は個々の具体的の行為ではなく、その職に必要な適格性を欠くことであるから、少くとも、上告人主張の被上告人の各行為のうち右処分以前になされたものを不適格性の徴表とみうるか否かを判断するための資料となりうるものというべきである。」と判示しているのであり、上記最高裁判決からしても、PTA会報に関する記述（事実。乙25、3頁参照）を訴訟において主張、立証することは許されるものなのである。

(3) PTA会報に関する事実は、そもそも原告が教育公務員として不適格であることの徴表事実たり得るものであるし、原告は岡崎教頭らから正式名を記載するよう求められたにもかかわらず、それに従わなかつたのであり、いわゆる上司の指導を無視するという点においては、原告澤川校長から再三にわたり「私物の整理」を指示されていたにもかかわらず、澤川校長の指示に従わなかつたこと等と関連性を有するものであり、上記点からしても原告の主張の失当たることを付言する次第である。

第2. 原告の平成14年4月1日以前の問題行動の存在について

1. 原告は、すでに述べたとおり、澤川校長が小平第五中学校に着任した平成14年4月から本件分限免職処分を受けた平成16年2月23日までの約2年間にわたり、教育公務員としては到底許されざる行為を積み重ねていたのであり、被告都教委としては、原告の上記一連の行為は、単なる服務違反の非違行為というにとどまらず、原告の「簡単に矯正することのできない持続性を有する素

質、能力、性格等に起因」するものと評価、判断せざるを得ないものなのである。

2. なお、原告は、本訴において、原告の問題行動は、澤川校長が平成14年4月に小平第五中学校に着任した以降に限られ、平成14年4月以前においては原告の問題行動は存在しなかったと主張しているが、

(1) 原告は、東久留米市立西中学校の時代においても、理科室等での私物の放置問題や生徒に対する体罰や暴言問題等について問題行動を指摘されていた(乙41)ものであるし、

(2) 原告は、澤川校長が着任する前の平成10年10月中旬頃、小平第五中学校2年生の生徒の授業中、元素記号を語呂合わせにより暗記する方法を示したプリント(乙42)によって、「ベッドにもぐって彼女とするのはバラ色」「日活ポルノ明日サービス日」「ふっくらブラジャー私もあてたい」等不適切な表現を用いたことを保護者から指摘され、平成11年11月には小平市教委から厳重注意を受けているのであり、

平成14年4月以前には原告の問題行動は存在しなかったとの原告の主張は事実に反するものなのである。

3. 結局、原告の問題行動は、澤川校長が平成14年4月1日に小平第五中学校に着任する以前より存在していたのであり、原告は教育公務員としての適格性を欠くものといわざるを得ないものであるし、原告は、後に述べるとおり、自己にとって不利益な事実に関してはあえて虚偽の事実を主張するのもいとわないという素質等を有しているのであり、教育公務員としては勿論のこと、公務員としても適格性を欠くものといわざるを得ないのである。

なお、被告としては、原告の本人尋問が近々行われると思料される訴訟の進

行状況を踏まえ、あえて本項の主張をなすものであることを付言する。

第3. 被告の主張一原告の主張の虚偽性について

1. 原告は、澤川校長が平成14年4月1日に小平第五中学校に着任する以前においても、当然のことであるが、教員、保護者らの学校関係者から私物の問題を指摘されていたものであるし、のみならず、体罰の問題等を指摘されていたのであり、原告の私物の問題、体罰の問題等は、澤川校長が小平第五中学校に着任して急速問題視されるに至ったというものでは決してないのである。
2. 原告は、生徒Bに関する確認書の件や乙第39号証の1、2から明らかなどおり、自己にとって不利な事実については、あえて虚偽の事実を主張するのもいとわないという素質等を有しているのであり、教育公務員としては勿論のこと、公務員としても不適格といわざるを得ないものなのである。
3. なお、原告は、生徒Bに対する体罰及び確認書（乙2）に関し、平成15年10月からの研修で「自らのそれまでの体罰についての認識が全くの誤りであったことに気付かされ、体罰に関する認識を根底から改めている」（訴状46頁参照）と主張し、自己の行為の正当化を主張しているが、原告が東久留米市立西中学校に在籍していた平成8年9月17日に、東京地方裁判所は、東久留米市立中学校の教諭による生徒への体罰について、判決（乙43）をなしており、東久留米市教委は、平成8年11月25日、上記東京地裁判決を踏まえ、「東久留米市立小・中学校の教職員の皆さんへ一体罰をなくす人権尊重教育の推進のお願い～」（乙44）を東久留米市立小中学校の全教職員に配布し、体罰の禁止を周知している事実が存在すること、及び、東久留米市教委は、上記体罰問題（体罰自体は、乙43から明らかなどおり、平成6年11月14日に惹起されたものである）を契機として、平成7年3月には「体罰やいじめをなくす人

権尊重教育の推進」と題する冊子（乙45）を作成し、上記冊子において「強い指導と体罰の違い」をも説明している（乙45、18頁参照）事実が存在することからすれば原告の主張が虚偽であることは明らかであるし、そもそも生徒Bに対する体罰が行われた当時（平成15年5月5日）、原告は教員歴約23年のベテラン教師だったのであり、教員歴23年の教師が体罰の意味を正しく理解していないなどということはあり得ないことからしても、原告の主張が虚偽であることは明らかなのである。

4. 結局、原告は、自己にとって不利益な事実についてあえて虚偽の事実を主張することもいとわないという素質等も有しているのであり、教育行政に対し責任を負う立場にある被告都教委としては、虚偽の事実を主張する者を教壇に立たせることは絶対に出来ないものなのである。